

県立川越南高等学校

いじめ防止基本方針

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめ早期発見への取組	1
第3 いじめの早期解決への取組	1
第4 いじめ問題に向けての校内組織	2
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	3
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	3
第7 年間行事予定	4

はじめに

川越南高等学校は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

第 1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、企画委員会や生徒指導部、保健環境部、各教科で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 生徒が集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (3) 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

第 2 いじめ早期発見への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (2) アンケート調査や教育相談等の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

第 3 いじめの早期解決への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導部は、いじめ未然防止研修会を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。
- (2) 全職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。
- (3) スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

本校では、生徒指導委員会がいじめ防止等の対策を実効的に行う。

【構成員】

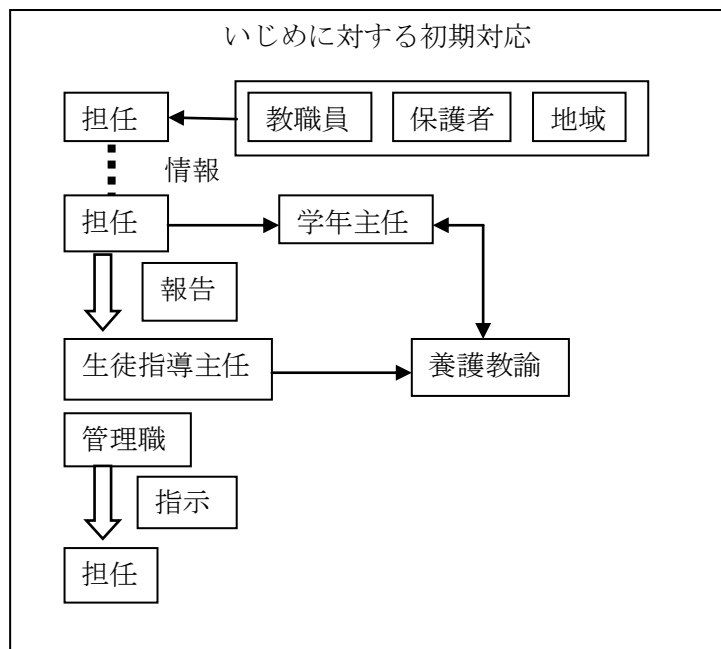
この委員会の構成員は、教頭、生徒指導主任、学年主任、生活指導係からなり、個々の事案により、養護教諭や学級担任及び部活動の顧問の参加を可能とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- ・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- ・いじめ防止に関すること。

【開催】

- ・年1回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

本校では、この「重大事態」を全職員が理解し、「第4 いじめ問題に向けての校内組織」における組織において調査を実施する。調査結果については、28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。

調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- (1) 生徒指導部では、いじめが二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座に実施する。
- (2) 生徒指導部では、いじめの被害生徒を守るため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、いじめ防止の理念（考え、方針）に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) 生徒の意識啓発と保護者の意識啓発に力を入れるため、非行防止教室を活用して、ネット問題について年1回講演会を実施する。

第7 年間行事予定

いじめ防止基本方針に基づき、全教職員が何に取り組みどのような成果を上げられるかが理解できる年間計画及びPDCAサイクルで検証可能な年間行事案を添付する。

4月	新年度「いじめ防止基本方針」の施行	生徒指導委員会
	学校HPに「いじめ防止基本方針」の掲載および公表	生徒指導委員会
	新入生対象ネットいじめ防止及びネット利用啓発の講演会	生徒指導部
	いじめ防止の相談窓口の情報提供	保健環境部
5月		
6月		
7月	第1回学校評価懇話会における「いじめ防止基本方針」の協議	評価運営委員会
	第1回生徒および保護者対象いじめアンケート調査	生徒指導委員会
8月		
9月		
10月		
11月		
12月	人権教育におけるいじめ防止に関する講演会	生徒指導部
		人権教育推進委員会
	第2回生徒および保護者対象いじめアンケート調査	生徒指導委員会
1月	第2回学校評価懇話会における「いじめ防止基本方針」の協議	評価運営委員会
2月		
3月	新2・3年生対象ネットいじめ防止及びネット利用啓発の講演会	生徒指導部
	今年度の成果・課題の検討および来年度の取り組みの検討	生徒指導部
		企画委員会
		生徒指導委員会